

神戸市公立大学法人神戸市立工業高等専門学校非常勤講師給与支給規則

2023年4月1日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校に勤務する神戸市公立大学法人非常勤講師就業規則（2023年4月規則第33号）第13条に規定する個別に通知する非常勤講師（以下「講師」という。）の給与について定めるものとする。

(支給額)

第2条 給与は、時間額とし、別表1に定める基準により支給する。

2 別表の区分については、他大学等の専任の教員、研究員にあつては、本務校等の職階による区分を踏まえ適用する。

3 官庁及び民間企業の部局長級以上の職にあるものは教授、課長級以上の職にある者は准教授、それ以外の者を講師とする。

4 前2項の規定にかかわらず、対象者の実績、経歴等により、より上位の報酬区分を適用する場合がある。

(臨時又は短時間のときの給与)

第3条 臨時又は短時間の授業を行う講師に対する給与は、その都度別に定める。ただし、その額は、前条第1項に規定する給与の額と均衡のとれたものでなければならない。

(遠隔地から招へいする講師の旅費)

第4条 講師が、片道おおむね200キロメートル以上の住居地から出講するときは、集中講義方式とし、旅費の支給に関する取扱いは次のとおりとする。

(1) 講師が出講に要する旅費は、交通費及び宿泊料とし、神戸市公立大学法人旅費規則（2023年4月規則第49号）の規定を準用して支給する。ただし、講師の宿泊施設の所在地は三宮付近とみなし、講義日数に応じ神戸市営地下鉄三宮・学園都市駅間の往復運賃を加算する。

(2) 講師の所要の宿泊日数は、集中講義の日数によるものとする。

(給与の特例)

第5条 特に必要と認める講師に対しては、前2条の規定にかかわらず、特別に給与等の額を定めることができる。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項及び第2項関係）

区 分	手当時間額
教 授	授業時間 1 時間につき 5,220円
准教授	授業時間 1 時間につき 4,470円
講 師	授業時間 1 時間につき 3,950円

- (注) 1 教授、准教授又は講師の区分は、高等専門学校の基準によるものとする。
- 2 大学の助教及び助手、高等専門学校の講師並びに高校教諭については、講師の項の規定を準用し、その他の者については、学歴、経歴等を参酌し、教授、准教授又は講師の項の規定を準用する。